

「はい、こちら企業の
労働110番です」
電話の主は、いつも役
員会議に出ていただける
大手製造会社の安全担当
部長さんでした。内容は
次の通りです。

（うちの子会社へ在籍
出向して専務取締役にな
つた労働者が、仕事中に
けがをしたので労災扱い
できるか」という電話で
しました。
そこで部長さんに、出

名北協会相談員日誌 20

どう企業の 労働110番です



(社)名北労働基準協会
保険事務課長 東川 勝

「役員となつた出向者の 労災保険適用」への対応

「在籍出向とは、出向
元である自己の事業所に
在籍したまま、出向先と
なる他の事業所で
業務に従事するこ
とを指します。

この場合、労働
者は出向元と出向
先の双方で雇用関
係が成立し、出向
元と出向先の契約
等によってそれぞ
れの労務管理上の
責任が決定されま
す。そこで、親会
社に在籍して給与
が支給されている
労働者が、子会社
に役員として出向
した場合について
は、次のように考
えます。

通常、出向労働者は出
向先の指揮命令下で業務
に従事している為、出向
となりますが、

では出向元では労働者で
すが、出向先では役員と
なつて出向元のため、出向先
の労災保険を使うことは
できません。
なお、役員であつても
取締役営業部長等の兼務
役員として労働者として
の身分を持ち、定款上の
代表権または業務執行権
を持たない者であること、
さらに賃金、業務遂行の
実態や就業規則の適用状
況などを見て、労働者性
が強い場合は労災保険の
対象になります。

また、出向元との雇用
関係がなくなる移籍出向
も、当然出向先の労災保
険を使いますが、役員の
扱いは在籍出向の場合と
同様で適用外となります。

ただし、このような場
合も出向先が中小企業で、
労働保険事務組合に事務
委託をし、役員も労災保
険に特別加入した場合は、
労災保険給付を受けるこ
とができます。

しかし、今回のように
特別加入をしてない場合
は、労災保険の対象者で
ある各種の届け出等を行う
ことができる組織です。

2、労働保険事務組合

労働保険に関すること
は、名北労働基準協会・
労働保険事務組合（10
までお電話ください。）

はないので、労災保険は
使えないことになります」
とお話をしました。

部長さんに、出向者の
労災の取り扱いを理解し
ていただきましたので、
こんどは、労働保険事務
組合についてご説明させ
ていただきました。

- ①金融・保険・不動産・
小売業……50人以下
②卸売業・サービス業
……100人以下
③前記以外の事業……
300人以下
の事業主です。